

発 議 書

次の条例案を提出する。

呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年12月5日

提 出 者

議会運営委員長

片 岡 慶 行

呉市議会議長 北 川 一 清 様

呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

呉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年呉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| 第2条 議長，副議長，委員長及び副委員長並びに議員にはその職に就いた <u>当月分</u> からそれぞれ議員報酬を支給する。   | 第2条 議長，副議長，委員長及び副委員長並びに議員にはその職に就いた <u>日</u> からそれぞれ議員報酬を支給する。  |
| 第3条 議員が任期満了，辞職，除名， <u>死亡</u> 又は議会の解散によってその職を離れたときは， <u>その当月分</u> までの議員報酬を支給する。ただし，いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。 | 第3条 議員が， <u>任期満了</u> ，辞職，除名又は議会の解散によってその職を離れたときはその <u>日</u> までの議員報酬を， <u>死亡したとき</u> はその <u>月分</u> までの議員報酬を支給する。ただし，いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。 |

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

議員報酬を日割支給にするため，この条例案を提出する。